

厚木市告示第 44 号

平成 30 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年 3 月 1 日以降の平成 30 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 27 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,745	高級船員	3,275
普通作業員	2,375	普通船員	2,588
軽作業員	1,665	潜水士	4,478
造園工	2,330	潜水連絡員	3,050
法面工	2,858	潜水送気員	3,005
とび工	3,050	山林砂防工	3,027
石工	3,060	軌道工	4,883
ブロック工	2,825	型わく工	2,880
電工	2,645	大工	2,847
鉄筋工	2,880	左官	2,993
鉄骨工	2,858	配管工	2,442
塗装工	3,140	はつり工	2,790
溶接工	3,443	防水工	3,050
運転手(特殊)	2,780	板金工	3,027
運転手(一般)	2,375	タイル工	2,720
潜かん工	3,342	サッシ工	2,802
潜かん世話役	3,950	内装工	3,117
さく岩工	3,330	ガラス工	2,768
トンネル特殊工	3,477	建具工	2,700
トンネル作業員	2,700	ダクト工	2,430
トンネル世話役	3,635	保温工	2,543
橋りょう特殊工	3,320	設備機械工	2,588
橋りょう塗装工	3,465	交通誘導警備員A	1,700
橋りょう世話役	3,735	交通誘導警備員B	1,485
土木一般世話役	2,825		

※ ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者、年金等の受給のために労働の対価を調整している者の労働報酬下限額は、厚木市公契約条例第6条第1項第2号に規定する労働者等に支払われるべき平成30年度の労働報酬下限額と同額とする。